

〇つくば市合理的配慮支援事業補助金交付要綱

平成30年 5月29日

告示第551号

改正 令和4年3月30日 告示第225号

改正 令和5年3月22日 告示第208号

改正 令和6年3月29日 告示第217号

(趣旨)

第1条 合理的配慮支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、障害者の社会参加の促進を図り、もって誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会的障壁 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。
- (2) 事業者 法第2条第7号に規定する事業者をいう。
- (3) 特定公共的施設 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年茨城県条例第10号）第2条第3項に規定する特定公共的施設をいう。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各

号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内において不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事務所、事業所等（以下「事務所等」という。）を有する事業者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者
 - イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
 - (2) 市内の区会、自治会その他これに類する住民自治組織
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 対象者が補助金の交付を受けようとする事業について、補助金以外の補助金等の交付を受ける場合
 - (2) 補助金の交付を受けようとする事務所等において、過去に同一の補助対象事業の区分に係る補助金の交付を受けた日から3年を経過していない場合
 - (3) 対象者が有する事務所等が特定公共的施設に該当する場合
 - (4) 事業者がフランチャイズ契約（一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。以下同じ。）又はこれに類する契約に基づく事業を行っている場合
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 市内の事務所等で使用される社会的障壁の除去に資するコミュニケーションツール（点字メニュー、コミュニケーション支援ボード等をいう。以下同じ。）の作成
- (2) 市内の事務所等で使用される社会的障壁の除去に資する物品（筆談ボード、折り畳み式スロープ等をいう。以下同じ。）の購入
- (3) 市内の事務所等の社会的障壁の除去に資する工事（スロープ、手すり等の設置に関する工事をいう。以下同じ。）の施工

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、別表に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、別表に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

- 2 規則第4条第1項の所定の期日は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 社会的障壁の除去に資するコミュニケーションツールの作成及び社会的障壁の除去に資する物品の購入 補助金の交付を受けようとする年度の3月10日

- (2) 社会的障壁の除去に資する工事の施工 補助金の交付を受けようとする年度の末日から当該工事の工期に相当する日数を差し引いた日

- 3 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 社会的障壁の除去に資するコミュニケーションツールの作成 当該作成に必要な金額が確認できる見積書等の写し

- (2) 社会的障壁の除去に資する物品の購入 物品の金額が確認できるカタログ等の写し

- (3) 社会的障壁の除去に資する工事の施工

- ア 工事計画書（様式第2号）

- イ 当該工事に要する費用の見積書の写し

- ウ 当該工事を行う事務所等の図面（工事箇所が確認できるものに限る。）

- エ 工事施工前の写真

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が補助事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。
- (2) 次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。
 - ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第9条 規則第7条に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。

(申請内容の変更)

第10条 規則第12条の2に規定する申請は、様式第4号により行うものとする。

- 2 市長は、規則第12条の2に規定する承認をしたときは、当該申請をした者に対し、様式第5号により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条第1項に規定する報告は、様式第6号により行うものとする。

- 2 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 契約書又は請書の写し（契約書又は請書がある場合に限る。）
 - (2) 領収書又は請求書の写し
 - (3) 社会的障壁の除去に資する工事の施工にあつては、工事施工後の写真

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に規定する通知は、様式第7号により行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 規則第15条の2第2項に規定する請求は、様式第8号により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第225号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
社会的障壁の除去に資するコミュニケーションツールの作成	(1) コミュニケーションツールの作成費 (2) コミュニケーションツールの作成に必要な物品の購入費	補助対象経費の全額 (その額が1万円を超えるときは、1万円)
社会的障壁の除去に資する物品の購入	(1) 物品の購入費 (2) 物品の設置等に要する費用	補助対象経費の全額 (その額が5万円を超えるときは、5万円)
社会的障壁の除去に資する工事の施工	事務所等の工事費及び改修費	補助対象経費の全額 (その額が10万円を超えるときは、10万円)

		万円)
--	--	-----